

さいたま市地域クラブ活動運営支援業務

要求水準書

1 業務名

さいたま市地域クラブ活動運営支援業務

2 履行期間

令和8年4月4日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

さいたま市見沼区御蔵551 さいたま市立片柳中学校 外7校（以下、「対象校」という。）（【別表】参照）

4 予算の上限額

126,160,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

本業務は、少子化により学校部活動を現在と同じ体制で運営することが難しくなっている現状や、学校の働き方改革が進む中教師が顧問を務めるこれまでの指導体制の継続がより一層厳しくなっていく現状を踏まえ、子どもたちが地域の中で自分の興味に応じてスポーツや文化芸術活動を楽しめる環境や、生涯スポーツ・文化芸術活動の視点から、多世代が気軽に活動できる持続可能な環境を整えていくこと目的とする。

そのために、さいたま市立中学校の生徒（以下、「生徒」という。）にとって望ましい土曜日、日曜日及び国民の休日（以下、「休日」という。）におけるスポーツ・文化芸術に関する活動を行う環境の構築及び教員の負担軽減等、部活動地域展開に係るさいたま市地域クラブ活動の運営を行うとともに、生徒・保護者及び教員への効果・影響を調査することにより、管理運営に必要な業務の洗い出し及び収支を含む持続的な運営の在り方の検証を行い、持続可能な管理運営体制の構築を目的とする。

6 業務内容

本業務を受託した事業者（以下、「受託者」という。）は、本市における休日の地域クラブ活動の管理運営業務について、市内全中学校への展開を見据えて、次の業務を遂行する。

なお、本委託業務の履行に必要な一切の経費は、特に記載のない限り、本契約の契約金額に含むものとする。

（1）地域クラブ活動運営業務

ア 業務開始前の関係者との打合せ及び説明、契約手続きの実施

- ・学校との打合せ
- ・生徒、保護者、教職員、指導者等への説明
- ・受託者が確保した指導者、兼業による教職員及び地域の人材との契約

- イ 地域クラブ活動を管理運営する事務局の設置
 - ウ 指導者の確保及び配置
 - ・地域クラブ活動の各種目の指導
 - エ 指導者に対する研修計画の作成及び研修の実施
 - ・指導における遵守事項
 - ・基本的な指導
 - オ 活動内容、計画の作成
 - ・業務全体に関する年間計画
 - ・地域クラブ活動の指導計画（月間、年間）
 - カ 生徒、保護者及び学校等との連絡調整
 - ・連絡手段及び連絡体制
 - キ 相談等窓口の設置
 - ク 安全管理、トラブル対応等のマニュアルの作成
 - ケ 各種保険への加入（生徒、指導者）
 - コ 対象校関係者を対象としたアンケート調査の実施
 - ・地域クラブ活動の満足度等（生徒、保護者、教職員、指導者）
 - ・受益者負担に係る意識等（保護者）
 - ・勤務時間、指導上の課題、平日の学校部活動との連携等（教職員、指導者）
 - サ 会議及び説明会の運営のサポート及び資料作成
 - ・研究協議会及びワーキンググループ
 - ・その他説明会等
 - シ 各種書類の作成
 - ・精算書類（国の補助金に係るもの）
 - ・成果報告書
- (2) 市内全中学校への展開を見据えた本市に合った提案業務
- ア 市内全中学校を対象とする意識調査の実施
 - イ 意識調査に基づく全校展開を見据えた持続可能な地域クラブ活動の提案
 - ・指導者確保のための人材バンクの仕組み
 - ・受益者負担の仕組み
 - ・旅費規程 等
 - ウ 本事業に関する市民、関係者等への広報業務のサポート
 - ・リーフレットの提案、周知方法の検討 等
 - エ 地域クラブ活動における受益者負担実施に向けた計画の提案
 - ・受益者負担開始に向けて、3年間の準備期間を想定したスケジュールと取組内容

7 地域クラブ活動実施要件

受託者は、原則として「さいたま市部活動の在り方に関する方針」を踏まえて本業務に取り組むものとする。

その他、実施にあたっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 活動場所

対象校施設を利用することを原則とする。対象校施設以外の施設を使用する場

合には、移動や施設利用に関する費用等について、受託者と保護者で協議し、理解を得た上で実施する。また、移動に関する安全配慮等についても徹底すること。

(2) 活動日

ア 活動開始日及び最大活動回数について

・指導者の確保及び保護者に対する必要な説明を終えて、準備が整ったモデル校から休日の地域クラブ活動を開始し、1クラブあたりの活動回数は、最大57回[48回(月4回×12か月)+9回(国民の休日18日の半数)]とすること。

イ 1回あたりの活動時間について

・1回あたりの活動時間は、3時間程度以内とする。練習試合の場合は、6時間程度以内とする。

・中学校体育連盟(全国、県、市)、教育委員会が主催する大会については、地域クラブ活動外とする。その他、協会、連盟等主催の大会等については、地域クラブ活動内とする。ただし、活動時間は練習試合扱いとして見なすこととする。

(3) 指導者

ア 指導者の配置について

・原則、対象地域クラブ活動1クラブにつき2名とする。
・1名の指導者が複数のクラブの指導者を兼ねないこと。ただし、1つのモデル校内の同一競技の男女地域クラブ活動においては、兼ねることは可能である。
・指導者が確保できていない場合には、当該地域クラブ活動を安全に実施するために、原則1クラブにつき2名以上を、活動日に配置することで活動することを認める。ただし、事前に教育委員会の許可を得ること及び4月末までには必要な指導者を確保すること。

イ 指導回数、勤務時間について

・1人あたりの指導回数の最大は57回とすること。
・原則、1回あたりの勤務時間は4時間(活動3時間+準備片付け1時間)までとすること。練習試合の場合は、7時間までとする。ただし、大会参加や他校との練習試合等の場合において、半日勤務の際は1回分、昼食を挟んで午前及び午後に勤務した際は2回分とする。

(4) 対象地域クラブ活動、対象種目

地域クラブ活動数は別表のとおりとする。(別表は、令和7年度実績)

ただし、各学校の実態により、1、2クラブ増加となった場合も対応すること。

【対象種目】

野球、ソフトボール、サッカー、バスケットボール男子・女子、バレーボール男子・女子、ソフトテニス男子・女子、卓球男子・女子、バドミントン男子・女子、ハンドボール男子・女子、剣道男子・女子、柔道男子・女子、陸上競技男子・女子、吹奏楽 等

(5) 保険の加入

ア 地域クラブ活動中の生徒及び指導者は、スポーツ安全保険又は同等の内容の保険に加入するものとする。受託者は生徒及び保護者、指導者に対し、スポーツ安全保険又は同等の内容の保険の加入を案内し、同意を得た上で、加入手続を行う。加入に係る費用については、本契約の契約金額に含むものとする。

イ 運営関係者は、必要な賠償責任保険に加入するものとする。生徒及び指導者が本事業への従事中に負傷、疾病等を被った場合は、当賠償責任保険等に対応するとともに、誠意をもって対応する。

(6) 報酬等の支払い

受託者は、運営関係者及び指導者への報酬等（人件費、謝金、旅費等）を毎月支払う。

8 成果物及び納期

受託者は、以下の成果物を納期に応じて提出すること

(1) 成果報告書（納期 指導期間終了後）

全市的な実施を見据えた運営方法、指導者の研修及び業務管理、財務会計等の在り方、学校側との連絡調整等に関する実施時の課題及び改善方法を含めた検証内容を含む。

ただし、上記以外の点で、必要が生じた場合は、委託者と受託者で協議する。

(2) 精算書類（納期 国の示す期限まで）

国から補助金に関する精算報告に必要な書類の作成を行う。

9 その他

受託者は、さいたま市教育委員会とおおむね月1回程度、定例の打合せを行うこととする。

【別表】令和7年度実績 対象校、対象地域クラブ活動、対象種目

	片柳中学校	大宮東中学校	柏陽中学校	植水中学校
区分	種 目	種 目	種 目	種 目
運 動 部	サッカー バスケットボール男子 バスケットボール女子 ソフトテニス男子 ソフトテニス女子 卓球男子 卓球女子 バドミントン男子 バドミントン女子 陸上競技男子 陸上競技女子	野球 サッカー バスケットボール男子 バスケットボール女子 バレーボール女子 ソフトテニス男子 ソフトテニス女子 卓球男子 卓球女子 剣道男子 剣道女子	野球 サッカー バスケットボール男子 バスケットボール女子 バレーボール男子 バレーボール女子 ソフトテニス男子 ソフトテニス女子 卓球男子 卓球女子 陸上競技男子 陸上競技女子	野球 サッカー バスケットボール男子 バスケットボール女子 バレーボール男子 バレーボール女子 卓球男子 卓球女子
	文化 部	吹奏楽 (美術) (パソコン)	吹奏楽 (美術) (科学技術)	吹奏楽 (演劇) (美術)

	土合中学校	美園南中学校	大宮八幡中学校	指扇中学校
区分	種 目	種 目	種 目	種 目
運 動 部	野球 ソフトボール サッカー バスケットボール男子 バスケットボール女子 バレーボール男子 バレーボール女子 ソフトテニス女子 卓球男子 卓球女子 バドミントン男子 バドミントン女子 ハンドボール男子 剣道男子 剣道女子 柔道男子 柔道女子 陸上競技男子 陸上競技女子	野球 ソフトボール サッカー バスケットボール男子 バスケットボール女子 バレーボール男子 ソフトテニス男子 ソフトテニス女子 卓球男子 卓球女子 バドミントン男子 バドミントン女子 ハンドボール男子 ハンドボール女子 剣道男子 剣道女子 陸上競技男子 陸上競技女子	野球 サッカー バスケットボール男子 バスケットボール女子 ソフトテニス男子 ソフトテニス女子 卓球男子 卓球女子 バドミントン女子 剣道男子 剣道女子 陸上競技男子 陸上競技女子	野球 ソフトボール サッカー バスケットボール男子 バスケットボール女子 バレーボール男子 ソフトテニス男子 ソフトテニス女子 卓球男子 卓球女子 バドミントン女子 剣道男子 剣道女子 陸上競技男子 陸上競技女子
	文化 部	吹奏楽 (軽音楽) (演劇) (美術) (科学)	吹奏楽 (パソコン・科学)	吹奏楽 (美術) (自然科学)

※ () の付いた学校部活動は、地域クラブ活動を実施しなかった部活動